平成２３年（フ）第５２４号
千葉県船橋市海神５丁目１番15号
債務者　田代　豊一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３０号
千葉県習志野市本大久保２丁目４番８－403号
債務者　外尾　武紀
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３１号
千葉県習志野市本大久保２丁目４番８－403号
債務者　外尾　利夫
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８１号
千葉県船橋市高根町1517番地５
債務者　藤代　敬恵
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８４号
千葉市美浜区稲毛海岸５丁目１番28号　稲毛カトレア807号
債務者　吉野富美世
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区11棟303号
債務者　田口　長治
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０５号
千葉市若葉区みつわ台４丁目７番10号　第３ファミリオ２号
債務者　吉川　　洋
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６１１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区４棟210号
債務者　柚木　清美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２２号
千葉市花見川区幕張町４丁目668番地
債務者　木村由美子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６４３号
千葉県船橋市旭町３丁目16番11号　ベルピア船橋第３－202号
債務者　石井　仁子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６５１号
千葉県船橋市二子町516番地１　松陽コーポラス101号
債務者　飯泉　直美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
金沢市泉本町６丁目36番地　大国ハイツ101号室
債務者　山田　和子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８号
石川県河北郡内灘町字大根布１丁目372番地１、従前の住所石川県河北郡内灘町字大根布１丁目15番地
債務者　高丸　栄司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５１号
静岡県御殿場市中畑703番地の１　玉穂第４団地39、前住所静岡県御殿場市新橋1665番地の１　コーポ岡Ｃ
債務者　三浦　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８７号
名古屋市港区惟信町５丁目20番地の２　ハイユニメント惟信102号
債務者　芝原　尚美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２７号
名古屋市守山区大谷町12番20号　大島マンション大谷２Ｆ号
債務者　田中麻里子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
茨城県神栖市波崎9075番地
債務者　名雪　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部